

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第59号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第58号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
26 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図るとともに、 <u>高齢者等を地域で支え合う活動を行うための体制づくりを支援することにより、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備すること。</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	26 鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
略					略				

33 鳥 取県 地域 医療 再生 基金	県内の医 療に係る課 題の解決を 図るため、 医療機能の 強化、医師 等の確保等 を計画的に 行う施策の 実施に要す る経費に充 てること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てる時 き。	33 鳥 取県 地域 医療 再生 基金	県内の医 療に係る課 題の解決を 図るため、 医療機能の 強化、医師 等の確保等 を計画的に 行う施策の 実施に要す る経費に充 てること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てる時 き。
34 鳥 取県 ワク チン 接種 緊急 促進 基金	子宮頸 ^{けい} が ん予防ワク チン、ヒブ ワクチン及 び小児用肺 炎球菌ワク チンの接種 を促進し、 がん及び感 染症の予防 を図ること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てる時 き。					

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）を当該移動項に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の 整理又は処 理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の 整理又は処 理	処分事由
略					略				
12 鳥 取県 環境 学術 研究 基金	県内の大 学及び高等 専門学校に おける環境 に関する学 術研究に対 する助成等	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を		12 鳥 取県 環境 学術 研究 基金	県内の大 学及び高等 専門学校に おける環境 に関する学 術研究に対 する助成等	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を	

	<p>を行い、もって鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）による環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進に資すること。</p>	<p>達成するために必要な経費の財源に充当</p> <p>(2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>			
13	<p>鳥取県農地を守る直接支払基金</p>	<p>中山間地域の農業者に対し直接支払いを実施することにより、農業生産活動を維持し、農地が有する水源かん養機能等の多面的機能を確保すること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当</p> <p>(2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てること。</p>
13	略				
14	略				
15	略				
16	略				
17	略				
18	略				
19	略				
20	略				
21	略				
14	略				
15	略				
16	略				
17	略				
18	略				
19	略				
20	略				
21	略				
22	略				

<u>22</u> 略	<u>23</u> 略
<u>23</u> 略	<u>24</u> 略
<u>24</u> 略	<u>25</u> 略
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略
<u>26</u> 略	<u>27</u> 略
<u>27</u> 略	<u>28</u> 略
<u>28</u> 略	<u>29</u> 略
<u>29</u> 略	<u>30</u> 略
<u>30</u> 略	<u>31</u> 略
<u>31</u> 略	<u>32</u> 略
<u>32</u> 略	<u>33</u> 略
<u>33</u> 略	<u>34</u> 略

附則を次のように改める。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。